

厚生労働省
東京労働局発表
令和2年1月17日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課 課長 <small>いなかず ひさし</small> 稲員 央
	賃金指導官 野上 浩一 電話 03-3512-1614

「東京都最低賃金の履行確保を重点とする監督指導」を実施します

— 都内労働基準監督署(支署)で集中的な重点監督指導を実施 —

東京労働局(局長 土田浩史)は、令和元年10月1日に改正発効した東京都最低賃金(時間額1,013円)の履行確保を図るため、都内全18の労働基準監督署(支署)において、1月及び2月に集中的に「東京都最低賃金の履行確保を重点とする監督指導」を実施し、最低賃金法違反の是正指導を行います。

また、東京労働局では、引き続き最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業・小模事業者に対する支援施策を推進しています。

○ 東京都最低賃金の履行確保を重点とする監督の実施

東京労働局では、令和元年10月1日に改正発効した東京都最低賃金(時間額1,013円)について、これまで集中的な周知広報活動を実施してきたところです。

については、本年も、都内全18の労働基準監督署(支署)において、1月及び2月に集中的に「東京都最低賃金の履行確保を重点とする監督指導」を実施し、最低賃金法違反が認められた場合には、是正を指導することにより、東京都最低賃金の履行確保を図ってまいります。

なお、昨年同時期の監督指導において、最低賃金以上の賃金を支払っていなかった事業場(最賃支払義務違反事業場)の割合は18.7%であり、そのうち96.2%は最低賃金が適用されることを認識していました(参考1参照)。

また、同事業場が、同認識を持っていたにもかかわらず、最低賃金以上の賃金を支払っていなかった主な理由(複数該当有り)は、①最低賃金の額を知らなかった(30.8%)、②最低賃金の額を時間額に換算していなかった(17.9%)、③最低賃金が改正されたことを知っていたが、賃金の改定をしていなかった(15.4%)というものでした。

1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況		
	監督実施 事業場数	最賃支払 義務違反 事業場数	違反率 ()内は全国	適用される最 賃額を知って いる	金額は知らな いが適用され ることは知っ ている	最賃が適用さ れることは知 らなかった
平成 21 年度	227	27	11.9 (7.8)	22.2	63.0	14.8
平成 22 年度	419	88	21.0 (10.4)	36.4	51.1	12.5
平成 23 年度	464	88	19.0 (8.3)	34.1	61.4	4.5
平成 24 年度	484	64	13.2 (9.6)	42.2	40.6	17.2
平成 25 年度	669	107	16.0 (10.7)	37.4	54.2	8.4
平成 26 年度	630	124	19.7 (11.6)	43.5	46.0	10.5
平成 27 年度	600	138	23.0 (13.3)	37.7	52.2	10.1
平成 28 年度	787	177	22.5 (14.1)	40.1	53.7	6.2
平成 29 年度	710	125	17.6 (12.7)	42.4	48.8	8.8
平成 30 年度	701	131	18.7 (13.7)	52.7	43.5	3.8

2 中小企業・小規模事業者に対する支援施策の推進

東京労働局では、最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者に対する支援として、「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」等の助成金制度の活用を促すとともに、生産性向上による賃金引上げ等様々な経営・労務管理に関する課題について、「東京働き方改革推進支援センター（委託事業）」（電話 0120 - 232 - 865）において、ワンストップで無料相談に応じるなど、中小企業・小規模事業者の支援に取り組んでいます（別添リーフレット参照）。